

企画競争説明書

業務名称：中米地域（広域）SIECA広域道路・橋梁インベ
ントリ統合システムの構想案作成に向けた情報収
集・確認調査

調達管理番号：23a00553

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとなります。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月11日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年10月11日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：中米地域（広域）SIECA広域道路・橋梁インベントリ統合システムの構想案作成に向けた情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2024年5月
新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
中南米部中米・カリブ課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年10月17日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月18日 12時
3	質問への回答	2023年10月23日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年10月27日 12時
6	プレゼンテーション	本件では、行いません。
7	評価結果の通知日	2023年11月8日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件については、特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、

プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_見積書
〔例：2Oa00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
 - ⑦ 別見積については、「第3章4.（2）別見積について」のうち、1）の経費と2）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- 3) 別提案書（第3章4.（1）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙3の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、「業務管理グループ」及び「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「**中米地域（広域）SIECA 広域道路・橋梁インベントリ統合システムの構想案作成に向けた情報収集・確認調査**」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

中米地域では、域内関税撤廃、動植物検疫の統一化など地域統合と物流改善にむけた様々な取り組みが実施されてきたが、トラックの片荷輸送や安全対策等を要因とする物流コストの高さ、国境税関行政の非効率性、老朽化した物流インフラが各国間の貿易・経済の活性化の妨げになっている。また各国ごとに物流関連計画が策定されており、域内で合理的で連携のとれた事業の実施に至っていない。かかる状況のもと、JICAは、中米6カ国で構成される中米経済統合事務局（SIECA）に対し、中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）を通じた中米地域広域物流ロジスティックスマスタープラン策定支援を行った。2023年5月に上述の大臣審議会にて策定された同マスタープランを踏まえ、案件形成に向けた基礎情報収集・確認調査を行う。当地域では、貨物の交通量や地形的な制約もあるが、実際に各国で行われている設計基準や過積載車両の取り締まり基準の差や道路・橋梁維持管理システムの差、SIECAとして道路状況が把握できていないことによる交通誘導の不徹底により物流に障害が出ている背景があり、まずはSIECA加盟国内で所得水準が相対的に低く、道路維持管理に課題を抱えていると想定されるエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの4カ国の道路・橋梁アセットマネジメントにかかる現状及び課題分析に係る調査が必要である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では、中米地域広域物流ロジスティックスマスタープラン（物流ロジMP）を踏まえ、道路・橋梁分野におけるフォロー事項確認のために必要となる情報収集・現状分析を行い、同マスタープランを踏まえた今後の JICA 協力の方向性を整理・検討する。

第4条 調査実施の留意事項

1. 調査対象国・カウンターパートについて

エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア（以下「本調査対象国」とする。）を対象とする。

カウンターパートは、以下に示す各国省庁及び SIECA 事務局とする。

国名	省庁名	スペイン語名
エルサルバドル	公共事業・運輸省	Ministerio de Obras Públicas Y de Transporte (MOPT)
グアテマラ	通信・インフラ・住宅省	Ministerio de Comunicaciones, Infraestructura y Vivienda (MICIV)
ホンジュラス	インフラ・運輸交通省	Secretaría de Estado en el Despacho de Infraestructura y Transporte (SIT)
ニカラグア	道路維持管理基金	Fondo de Mantenimiento Vial (FOMAV)

2. 他の援助機関の対応

米州開発銀行（IDB）や中米経済統合銀行（CABEI）、プロジェクト・メソアメリカも本セクターにおいて支援を実施している。これら機関の支援方針について、文献・面談によるヒアリングを通じて情報収集を行い、JICA との連携可能性も含めて検討すること。

3. 中米地域における他の JICA の既存案件

JICA が実施する、本調査と関連する調査や取組みの内容を十分に把握・分析した上で、国内調査・現地調査計画を策定する。既に実施されている JICA の調査

については以下の通り。JICA 本部・在外拠点とも連携の上、最新情報を入手の上、調査に重複が生じないように留意する。

- (1) 中米地域 物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査
- (2) 中米地域持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティックス開発マスタープラン策定支援プロジェクト
- (3) 2020 年度 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査
- (4) JICA グローバル・アジェンダ (2. 運輸交通)

第5条 調査の内容

1. 業務計画書の策定

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討の上、契約締結後 10 営業日以内に業務実施計画書を作成・提出する。

2. 本調査対象国における道路・橋梁保全管理状況の情報収集・現状分析¹

本調査対象国において、道路・橋梁の設計・保守基準（舗装厚など）等について、情報収集・現状分析・比較を行い、課題を把握する。まずは各国カウンターパート及び SIECA 事務局から入手した現行法令やデータ、報告書による本邦での文献調査を実施し、その後、現地にて実地調査²を行う。

加えて、対象国の C/P 及び維持管理業務を受注する現地コンサルタント／コントラクター、技術協力案件関係者から対象国の道路・橋梁アセットマネジメントの現状について聞き取りをし、道路アセットマネジメントの達成度評価を行う。

その際、配布資料の Evaluation sheet of road asset management を参考にした調査を想定し、取りまとめは公開資料の各「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」を参考にする。

【調査項目】

- ・道路・橋梁における各国の設計基準（舗装厚、道路幅員、平面線形、縦断線形、横断勾配、耐荷重設計等）
- ・道路・橋梁における各国の保守基準（点検項目、頻度、体制等。DX の視点が取り入れられているかについても調査する）

¹ 情報収集・現状分析の具体的方法について、プロポーザルにて提案すること。

² 現地渡航先について、理由も交えてプロポーザルにて提案すること。

- ・災害時における各国の安全管理基準（通行止め等運行管理基準、復旧優先度設定基準等）
- ・道路・橋梁における各種マニュアル（設計、施工、点検、診断、補修など）
- ・物流ロジ MP を踏まえた各国の具体的な対応方針（道路アセットマネジメント実施にかかる計画、予算措置等）

3. SIECA域内での道路・橋梁アセットマネジメントに係る連携の現状・方向性の分析³

物流ロジ MP のカウンターパートとなる SIECA 事務局において、加盟各国との連携方針及び具体的な方法、物流ロジ MP の活用方針について情報収集・現状分析を行い、課題を把握する。上記第 5 条 2. 同様、文献調査を実施したうえで現地調査を行う。

【調査項目】

- ・SIECA 事務局における道路インベントリーデータベースの現状（開発主体、データの入力・メンテナンス、予算配布状況、管理技術者等）、マニュアルの有無
- ・SIECA 事務局における職員の運用能力・活用方針、人材育成方針
- ・SIECA 加盟国域内における各国連携方法

4. 道路・橋梁アセットマネジメントに関する協力ニーズに係る情報収集・整理
上記 2.、3. の調査を踏まえ、道路・橋梁アセットマネジメントにおける対象各国及び SIECA 事務局に対する協力可能性について情報収集を行う。その際、協カスキームは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトのいずれの可能性も視野に入れて検討するが、課題の整理及びスキームの検討レベルを想定しており、具体的な TOR 案作成までは想定していない。詳細は中南米部中米・カリブ課と協議の上決定すること。

5. SIECA で保有すべき広域道路インベントリー統合システムの在り方の提案⁴

上記 2.、3. の調査を踏まえ、各国のインベントリーの現状を踏まえ SIECA にて保有すべき中米広域道路に係る情報を整理、分析する。そのうえで、SIECA が運営・管理することで地域統合を促進する広域道路インベントリー統合システムの在り方

³ 具体的な分析方法について、プロポーザルにて提案すること。

⁴ インフラ分野における DX の活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

を提案すること。その際、日本の国土交通省が示すインフラ分野での DX 導入に係る議論も踏まえた提案とし、本邦技術の活用についても検討する。

6. 上記の情報分析及び整理を踏まえた協力実施体制についての検討及び整理
 上記 2.、3. の調査を踏まえ、SIECA をカウンターパートとして実施する場合、
 各国省庁をカウンターパートとして実施する場合の双方において、JICA 協力の適切な実施体制について分析し、提案する。

7. ファイナル・レポートの作成

上記調査、検討・提案を、ファイナル・レポートにまとめる。本件対象国及び SIECA 事務局への配布・活用を想定し、スペイン語でも作成すること。目次案は、別紙 1 の通りを想定するが、よりよい構成案があれば提案すること。

第 6 条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は電子データとする。

報告書名	提出時期	言語	部数	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
現地渡航計画書	現地渡航開始の一週間前	日本語	電子データ	
現地渡航報告書	2024 年 3 月 8 日まで	日本語	電子データ	
ドラフトファイナル・レポート	2024 年 4 月 30 日まで	日本語	電子データ	
ファイナル・レポート (最終成果品)	2024 年 5 月 31 日まで	日本語	製本 CD-R 電子データ	3 部 1 部
		西語	製本、 CD-R 電子データ	5 部 1 部

① 業務計画書

第 5 条 1. に示す通り。

② 現地渡航計画書

現地渡航に先立ち、スケジュール・訪問先・面談トピックをまとめたうえ、中米・カリブ課の承認を得ること（様式不問）。

③ 現地渡航報告書（中間成果物）

現地渡航の結果を、帰国後一週間以内（2024年3月8日まで）に中米・カリブ課に報告すること。現地で訪問先に説明を行ったパワーポイント等でも構わない。本中間成果物をもって、部分払いを行う。

④ ファイナル・レポート（最終成果物）

第5条7. に示す通り。

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。

- ・ 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ・ 業務従事者の従事实績

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

ファイナル・レポート目次

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

目次

用語の説明

調査結果の要約

第一章 調査概要（背景・目的）、調査方針・計画

第二章 中米各国における道路・橋梁アセットマネジメントの現状と課題

第三章 今後のJICA協力に向けた提言

参考資料

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	広域での道路・橋梁アセットマネジメントにおける情報収集・現状分析方法	第5条 2. 「本調査対象国における道路・橋梁保全管理状況の情報収集・現状分析」及び3. 「SIECA 域内での道路・橋梁アセットマネジメントに係る連携の現状・方向性の分析」
2	インフラ分野における DX の活用方法	第5条 5. 「SIECA で保有すべき広域道路インベントリ統合システムの在り方の提案」
3	現地渡航先およびその選定理由	第5条 2. 「本調査対象国における道路・橋梁保全管理状況の情報収集・現状分析」及び3. 「SIECA 域内での道路・橋梁アセットマネジメントに係る連携の現状・方向性の分析」

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：全途上国での道路・橋梁維持管理または道路・橋梁アセットマネジメントに関する経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇（2号）

業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：スペイン語

なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

5.5 人月

2) 渡航回数を目途 全2回（2か国を想定）

2人の従事者が、同行程で移動し、一回の渡航で2か国を訪問する想定です。

現地調査を実施する2か国を選定し、プロポーザルに国名と選定理由を記載してください。

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本件では、再委託業務を想定しません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 中米物流ロジスティックスマスタープラン（スペイン語）
- Evaluation sheet of road asset management

2) 公開資料

- 中米地域 物流・ロジスティックスにかかる情報収集・確認調査（作成年月：2017年3月）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12285912_01.pdf
- 【道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）】（作成年月：2019年4月）
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- 全世界 道路アセットマネジメント人材育成に関する基礎情報収集・確認調査報告書（作成年月：2019年4月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12340188.html
- 全世界 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査（作成年月：2020年9月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12341236.html
- 全世界 2020年度 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査（作成年月：2022年3月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12342382.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 22,602,000円 (税抜)

なお、定額計上分 3,254,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(2)別見積としている項目を含みません。

本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

(3) 定額計上について

1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含 まれる 範囲	費用項目
1	航空賃	第5条 2.「本調査対象国における道路・橋梁保全管理状況の情報収集・現状分析」及び3.「SIECA域内での道路・橋梁アセットマネジメントに係る連携の現状・方向性の分析」	3,254,000円	航空賃	旅費 (航空賃)

(4) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(6) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙 3 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者/業務管理グループの経験・能力の評価	(25)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	1
エ) その他学位、資格等	3	2
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験		5
イ) 業務主任者としての経験		2
ウ) 語学力		1
エ) その他学位、資格等		2
3) 業務管理体制	(-)	(5)